

新潟生存権裁判を支える会ニュース

〒950-0088新潟市中央区万代1-2-6
新潟県生活と健康を守る会連合会内

No 27 号

新潟生存権裁判を支える会

2011年2月21日

TEL241-0288 FAX241-0384

老齡加算復活し、高齢者の尊厳・基本的人権守ろう 新潟生存権裁判提訴5周年集会に140人参加

新潟生存権裁判を支える会は、2月5日、新潟市総合福祉会館で「提訴5周年記念集会」を開催。全県から140名を超える支援者が参加し、最高裁で勝利を勝ち取り老齡加算を復活させようと、決意を新たにしました。

山崎栄三代表（県労連顧問）が「老齡加算復活は国民的な課題。ナショナルミニマム確立のためにも勝利しよう」と主催者あいさつしました。

大澤理尋弁護士は、福岡高裁判決の意義と最高裁判所で勝利するための課題について報告。新潟地方裁判所が、審理に



不可欠だとして、国側に老齡加算廃止の根拠とした「特別集計」の基となった資料の提出を命令したことを紹介し、私たちのたたかいが確実に前進していると述べました。

長谷川シズエ原告は、熱中症で倒れ、胎内市の施設に入所して生活していることを報告し、裁判への支援を呼びかけました。阿部長治原告は、私も妻も身体が弱ってきている、一刻も早く勝利判決を出してほしいと述べました。山田ハル原告は白内障手術のために参加できませんでした。

今井下越病院医療ソーシャルワーカーは、若い世代でも仕事を失い生活費を得ることができなくなり、社会保険加入ができない事例を報告し、こうした状態を放置しては社会保障が成り立たなくなる、社会保障充実が急がれると発言しました。

小澤薫新潟県立大学講師は記念講演で、昨年夏に実施した新潟市・下越地方生活保護高齢者生活実態調査の結果を報告し、人間の尊厳と人権が守られているとは言い難いと話されました。また、所得、社会的付き合い、生活状況など高齢者の実態を統計も用いて話されました。

鈴木治雄代表（新潟県生連顧問）が、最高裁勝利しようと閉会あいさつをしました。

当面の方針

- (1) 最高裁判所あての「生活保護の老齡加算老齡加算廃止を違法とする判決を求める」署名をあつめる。当面、3月末までに1万筆を目標にする
- (2) 1000万円裁判勝利募金運動に取り組む
- (3) 主要自治体・地域に「生存権裁判を支える会」をつくる
- (4) 職場、地域で学習運動に取り組む

以上

新潟地裁の国に対する文書提出命令について

新潟生存権裁判弁護団 大澤理尋

被告は、老齢加算廃止の根拠として、平成11年全国消費実態調査の「特別集計」に基づき、①60～69歳の単身世帯の「生活扶助費に相当する」消費支出額と70歳以上のそれを比較すると後者が前者を下回る、②70歳以上の単身世帯について、「生活扶助費に相当する」消費支出額と生活扶助費の額を比較すると前者が後者を下回る、としていました。しかし、この「特別集計」については、母数が少ない、「消費支出額」の具体的内容が明らかでない等の問題があり、母子加算に関する麻生内閣の国会答弁で「統計的有意性が確認できない」とされました。国会答弁後、被告は、「特別集計」の重要性を低く位置づける一方、朝日訴訟最高裁判決を根拠に、著しく低い基準を設定しなければ合法！と開き直りました。

以上から、「特別集計」の信用性は極めて疑問であり、その生データである全国消費実態調査の調査票にさかのぼった検証が必要です。ところが、国は、調査票が裁判所に提出されると、調査対象者の個人情報明らかになり、国民が今後の調査に協力しなくなる結果、調査の実施が著しく困難になる、と主張し、調査票の提出を拒否してきました。

新潟地裁は、2月1日、国の提出した証拠からも、裁判所に対する調査票の提出により今後の調査が著しく困難になるとまではいえない、と判断し、調査票の提出を命じました。

国は、調査票の提出を嫌がっており、同様の判断をした神戸地裁の決定に対し不服申立てをしています。青森地裁では国の主張を認める決定が出たこともあり、新潟地裁の決定に対し東京高裁に不服申立てをすることは確実です。不服申立ての審理には数ヶ月間かかります。弁護団は、今後新潟市の被保護世帯の生活実態の調査結果、福岡高裁判決支持の書面等の提出により主張を補強し、また、今回の決定が高裁でも維持され、調査票の入手による「特別集計」の検証が実現できるよう全力を尽くします。今後ともご支援をお願いします。（原稿をいただいた後に国側が高裁へ上告しました）

「老齢加算の復活、年金額引き下げ中止を求める集中行動」参加報告

2011年2月20日

新潟県生連 古川昭夫

2月15・16日の2日間、生存権裁判を支える会の中央行動に参加しました。最高裁をはじめとした生存権裁判の勝利、老齢加算の復活、生活保護基準に連動した年金額引下げ計画に対する抗議、を目的に、国会・最高裁周辺での宣伝、厚労省との交渉、国会議員・団体への要請、衆議院議面集会、等非常に密度濃い中身でした。福岡からは高齢の生存権裁判原告団を含め、多数参加していたのははじめ、各地から200名近い代表が参加しました。新潟からは、生存権裁判弁護団の大澤弁護士と私がフル日程で参加しました。

既報のとおり、鹿児島県出水市では、水俣病の補償金受給者が生活保護を不当に打ち切られる事態が多数発生し、審査請求が開始されています。問題の解決に向けて、出水市の2名の患者と守る会事務局長も参加しました。私は3名の方と行動を共にしましたが、患者の一人は厚労省・環境省に対して「水俣病で長年にわたって差別し、今又生活保護でも差別するのか…」と訴えました。事態の深刻さを痛感して行動を終えました。

